

2020年9月11日

企業会計基準適用指針公開草案第69号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（最終改正2013年（平成25年）9月13日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記するなどの形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第8号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針</p> <p>2005年（平成17年）12月9日 改正2009年（平成21年）3月27日 改正2013年（平成25年）9月13日 最終改正20XX年 X月XX日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第8号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針</p> <p>平成17年12月9日 改正平成21年3月27日 最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会</p> <p>本適用指針は、平成30年2月16日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none">企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成27年12月28日公表）企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（平成30年2月16日改正）

公開草案	現行																																		
<p>適用指針</p> <p>純資産の部の表示</p> <p>3. 純資産の部の表示は、次の例による。</p> <p>(個別貸借対照表) (連結貸借対照表)</p> <table border="1" data-bbox="253 531 1079 1114"> <tr> <td>純資産の部</td> <td>純資産の部</td> </tr> <tr> <td>I 株主資本</td> <td>I 株主資本</td> </tr> <tr> <td>(省 略)</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>II 評価・換算差額等</td> <td>II その他の包括利益累計額</td> </tr> <tr> <td>(省 略)</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>III 株式引受権</td> <td>III 株式引受権</td> </tr> <tr> <td>IV 新株予約権</td> <td>IV 新株予約権</td> </tr> <tr> <td></td> <td>V 非支配株主持分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">純資産合計</td> <td style="text-align: right;">純資産合計</td> </tr> </table>	純資産の部	純資産の部	I 株主資本	I 株主資本	(省 略)	(省 略)	II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額	(省 略)	(省 略)	III 株式引受権	III 株式引受権	IV 新株予約権	IV 新株予約権		V 非支配株主持分	純資産合計	純資産合計	<p>適用指針</p> <p>純資産の部の表示</p> <p>3. 純資産の部の表示は、次の例による。</p> <p>(個別貸借対照表) (連結貸借対照表)</p> <table border="1" data-bbox="1142 531 1968 1050"> <tr> <td>純資産の部</td> <td>純資産の部</td> </tr> <tr> <td>I 株主資本</td> <td>I 株主資本</td> </tr> <tr> <td>(省 略)</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>II 評価・換算差額等</td> <td>II その他の包括利益累計額</td> </tr> <tr> <td>(省 略)</td> <td>(省 略)</td> </tr> <tr> <td>III 新株予約権</td> <td>III 新株予約権</td> </tr> <tr> <td></td> <td>IV 非支配株主持分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">純資産合計</td> <td style="text-align: right;">純資産合計</td> </tr> </table>	純資産の部	純資産の部	I 株主資本	I 株主資本	(省 略)	(省 略)	II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額	(省 略)	(省 略)	III 新株予約権	III 新株予約権		IV 非支配株主持分	純資産合計	純資産合計
純資産の部	純資産の部																																		
I 株主資本	I 株主資本																																		
(省 略)	(省 略)																																		
II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額																																		
(省 略)	(省 略)																																		
III 株式引受権	III 株式引受権																																		
IV 新株予約権	IV 新株予約権																																		
	V 非支配株主持分																																		
純資産合計	純資産合計																																		
純資産の部	純資産の部																																		
I 株主資本	I 株主資本																																		
(省 略)	(省 略)																																		
II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額																																		
(省 略)	(省 略)																																		
III 新株予約権	III 新株予約権																																		
	IV 非支配株主持分																																		
純資産合計	純資産合計																																		
<p>適用時期</p> <p>8-4. 20XX 年に改正された本適用指針（以下「20XX 年改正適用指針」という。）の適用時期は、20XX 年に公表された純資産会計</p>	<p>適用時期</p> <p>(新 設)</p>																																		

公開草案	現行
<p><u>基準と同様とする。</u></p>	
<p>結論の背景</p> <p>純資産の部における項目と会計処理</p> <p>資本連結における子会社の資本及び持分法の適用における被投資会社の資本</p> <p>25-3. <u>実務対応報告第●号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」においては、株式引受権はストック・オプションにおける新株予約権と同様の特徴を有するとしており、子会社の株式引受権は子会社の新株予約権と同様に資本連結における子会社の資本には含まれないものと考えられるため、20XX年改正適用指針においては第5項の修正は行っていない。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>純資産の部における項目と会計処理</p> <p>資本連結における子会社の資本及び持分法の適用における被投資会社の資本</p> <p>(新 設)</p>
<p>在外子会社の純資産の換算</p> <p>30-3. <u>株式引受権は我が国における会社法の規定に基づき行われる取引によって計上されるものであることから、在外子会社において株式引受権が計上されることはないと考えられ、20XX年改正適用指針においては第7項の修正は行っていない。</u></p>	<p>在外子会社の純資産の換算</p> <p>(新 設)</p>

以 上